

HEFCE が不十分な教育水準の高等教育機関等への対処方針をまとめる

9 月 1 日、HEFCE(イングランド高等教育財政会議)は、QAA(高等教育水準評価機構)が実施する監査・評価において、不十分な教育水準と判定され、一定期間内に改善されない高等教育機関等への新たな対処方針「Policy for addressing unsatisfactory quality in institutions」をまとめ、大学・カレッジ宛て通知を行った。

本対処方針は、QAA が行う学位授与や教育水準における監査・評価において、「信用なし(no confidence)」(※)の判定を2回続けて受けた高等教育機関等を対象に、一定期間内に改善計画に基づく進展がなされない場合に適用されるとのこと。

同対処方針が適用された場合、定められた手順(本文 AnnexA 参照)に沿って、HEFCE、QAA が原因究明調査を含む各種対策行動を実施し、それでも改善に至らない場合には、HEFCE などファンディング機関が大学等から支出資金を取り上げることもあり得るという。

(※)QAA 評価による判定は、「信用あり(confidence)」、「限定的信用(limited confidence)」、「信用なし(no confidence)」の3段階に分類されるとのこと。

【HEFCE プレスリリース】

New policy to address unsatisfactory quality in institutions (1 September 2009)

<http://www.hefce.ac.uk/news/hefce/2009/quality.htm>

【Policy for addressing unsatisfactory quality in institutions】

http://www.hefce.ac.uk/pubs/hefce/2009/09_31/

(了)